

中国地方小委員会について

1. 目的

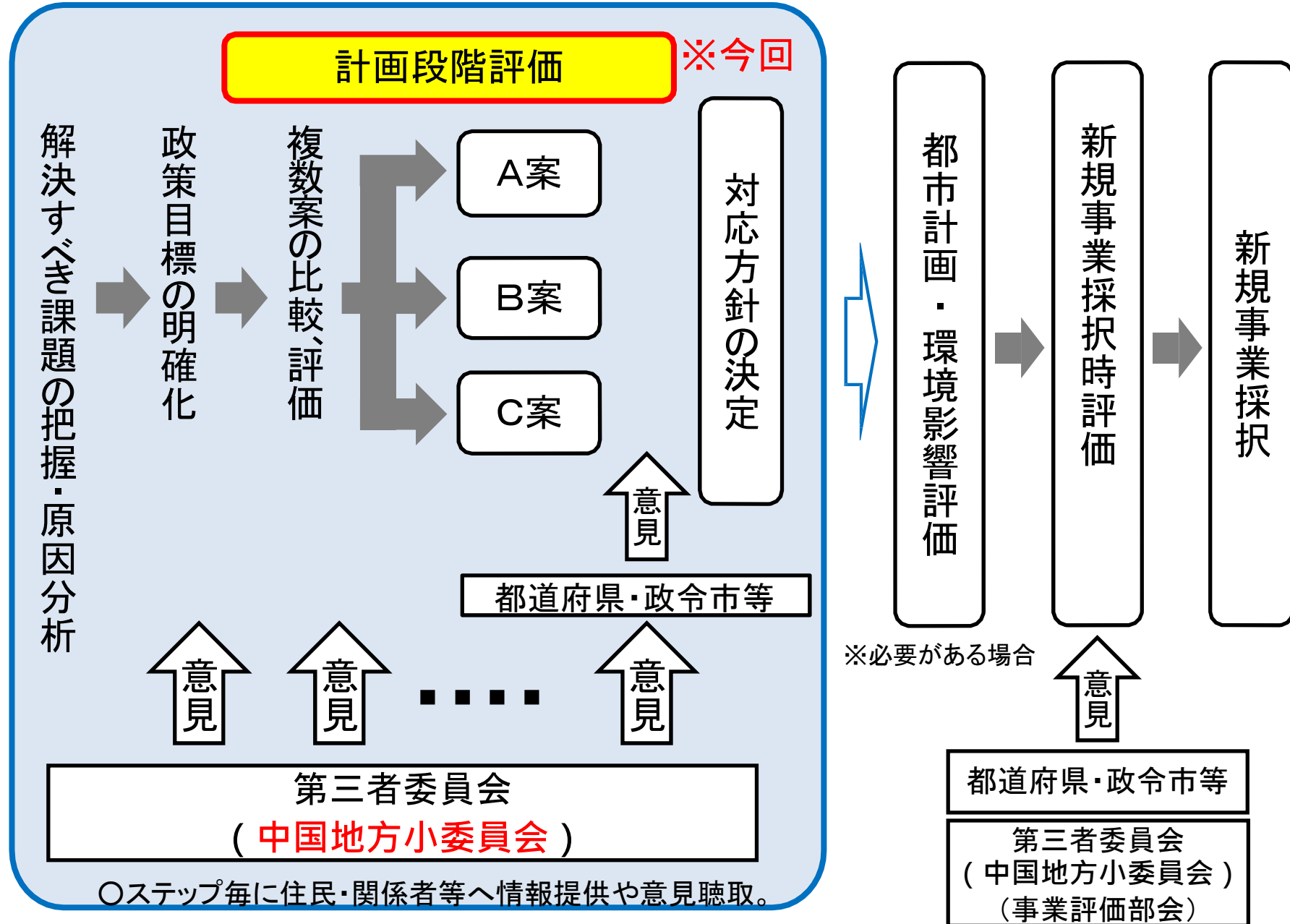
直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

2. 主な議題等

- ① 新規事業採択時評価
- ② 計画段階評価
- ③ 地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取

①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

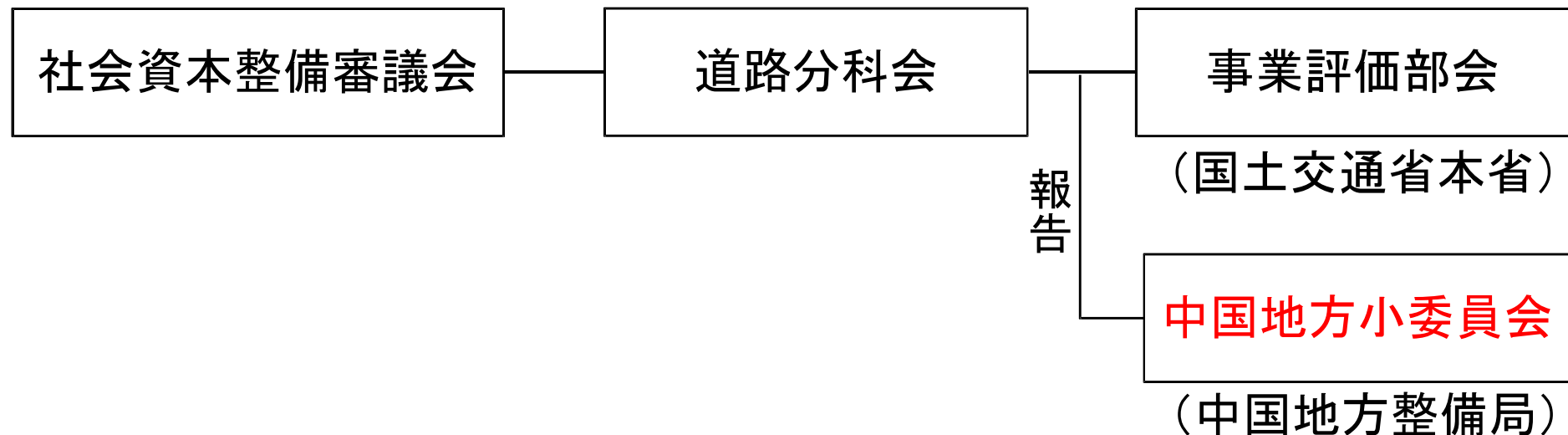
事業評価の流れ



中国地方小委員会の位置付けについて

■小委員会の事務【中国地方小委員会運営規則（第2条）】

1. 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
2. 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。



○事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づいて中国地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会資本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、分科会長が指名する。

(会議)

第4条 小委員会は、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、審議方法を定めた社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営要領を決定する。

(会議の成立条件)

第5条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(合同の会議の開催)

第6条 案件に応じて、他の地方の小委員会と合同の会議を開催することができる。

- 2 合同の会議は、各地方の小委員会の委員等を合わせた委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 合同の会議の委員長は、各地方の小委員会のいずれかの委員長が行う。

(小委員会の庶務)

第7条 小委員会の庶務は、中国地方整備局の道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年 7月15日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所 属
【委員長】 わたなべ かすなり 渡 邊 一 成	福山市立大学 都市経営学部 教授
さかもと きょうこ 坂 本 京 子	日本防災士会 山口支部 女性部長
しみず きよこ 清 水 希容子	島根大学 材料エネルギー学部 材料エネルギー学科 教授
たにくち まさひこ 谷 口 雅 彦	中国経済連合会 専務理事
たにもと けいし 谷 本 圭 志	鳥取大学 工学部 教授
なごし あけみ 名 越 あけみ	倉吉商工会議所 女性会
はしもと せいじ 橋 本 成 仁	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授
ふくだ ゆみこ 福 田 由美子	広島工業大学 工学部 建築工学科 教授

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営要領

1. 目 的

本運営要領は、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営規則第4条2項に基づき、小委員会の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって小委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 外部からの意見聴取

小委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。

①意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

②意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(2) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事要旨及び議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

(2) 会議に提出した資料等の公表

会議に提出した資料、議事要旨及び議事録は公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと小委員会が判断する資料等については、公表しないものとする。

(3) 公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、小委員会で審議し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成22年12月7日から施行する。